

## 魚沼漁業協同組合内共第13号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第13号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな、やまめ及びにじますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭で行ってよい。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限)

第3条 次の表のア欄の魚種については、イ欄の区域でウ欄の期間において、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、やまめ、にじます	魚沼漁業協同組合内共第13号に定める区域のうち奥只見湖の区域。 ただし、次の区域を除く。 ① 魚沼市宇津野字北ノ岐地内石抱橋上流端から上流域の北ノ又川 ② 魚沼市宇津野字中ノ岐沢地内雨池橋上流端から上流域の中ノ岐川 ③ 魚沼市下折立字赤ノ川表地内国有林265林班に設置した、電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No.68と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No.69を結んだ線から上流域の恋ノ岐川	4月21日から9月30日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する分会内にある遊漁券取扱所に掲示して行うものとする。

3 ただし第1項の規定は知事が別に定める日から施行する。

(漁具、漁法の制限)

第4条 遊漁者は、次に掲げる漁具漁法以外のもので遊漁してはならない。

漁具、漁法	規模
竿釣	竿数は、1人3本以内

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
こい	1月1日から12月31日まで(但し、6月10日から6月20日までの期間を除く)
ふな	1月1日から12月31日まで(但し、6月10日から6月20日までの期間を除く)
うぐい	1月1日から12月31日まで
わかさぎ	1月1日から12月31日まで
いわな	1月1日から12月31日まで(但し、10月1日から翌年4月20日までの期間を除く)
やまめ	1月1日から12月31日まで(但し、10月1日から翌年4月20日までの期間を除く)
にじます	1月1日から12月31日まで(但し、10月1日から翌年4月20日までの期間を除く)

(禁止区域)

第6条 次に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない。

保護水面区域
次に掲げるアとイを結ぶ線から上流の北の又川及びその支川の区域 ア、魚沼市宇津野字北ノ又沢 852 番の 20、北ノ又川右岸に管理者が建設した標柱の位置 イ、魚沼市宇津野字北ノ又沢 852 番の 5、北ノ又川左岸に管理者が建設した標柱の位置

2 理事は、うぐい、いわな及びやまめにかかる増殖計画の実施のため、必要と認めるときは、遊漁について、その区域並びに期間を制限することができる。

3 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する分会内にある遊漁券取扱所に掲示して行うものとする。

(全長制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	15センチメートル以下
ふな	7センチメートル以下
うぐい	7センチメートル以下
いわな	15センチメートル以下

やまめ	15センチメートル以下
にじます	15センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次表のとおりとし、消費税分を加算した額とする。ただし、遊漁者が就学前の幼児又は小、中学生のときは無料とし、肢体不自由者のときは、次表に規定する額の2分の1に相当する額とする。漁場取締員に納付するときの遊漁料は、次表に規定する1日の遊漁料に525円(税込)を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料(税込)
こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな、やまめ、にじます	竿釣	1年4,800円 1日1,050円

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。

納付場所
魚沼市佐梨1105-16、魚沼漁業協同組合事務所、魚沼漁業協同組合の委託納付場所(分会長宅、旅館、食堂、取締員、その他)

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は第2条の遊漁料の承認をしたときは、別記様式第1号の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場取締員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては漁場取締員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場取締員)

第11条 漁場取締員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場取締員は別記様式第2号による漁場取締員証を携帯し、かつ漁場取締員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第13条 この漁場区域及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イ左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付

し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島 潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上佐潟	内共第11号		
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田 川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、 かじか、にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	12,000円（税抜）	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円（税抜）	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24

胎内川漁業協同組合	胎内市塩沢543-205 (株)新潟フルーツパーク内
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区柳原1-4-24
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市東区津島屋3丁目48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町21-21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙555
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区長潟949
赤塚漁業協同組合	新潟市西区赤塚4716-4
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市赤谷1-8
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼郡漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市番神1-7-40
関川水系漁業協同組合	上越市子安新田4-67
桑取川漁業協同組合	上越市有間川667
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生3133
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市須沢2426
国府川漁業協同組合	佐渡市飯持40
羽茂漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

別記様式第1号

遊漁承認証・年券 表

魚沼漁証D第 号	
<b>遊漁承認証</b>	
下記の通り遊漁を承認します。	
	発行者
	魚沼漁業協同組合 ㊞
	魚沼市佐梨1105-16
	Tel 025-792-0261
承認期間	自 年 月
	至 年 月
魚種	
遊 漁 者	
住所 _____	
氏名 _____	
遊漁料金	
年齢	歳 _____ 円
..... 注意事項 .....	
1. 本証は他人に貸与することができない。	
2. 本証は出漁の際は常に腕章に入れて携行し、取締員の要求があったときは提示しなければならない。	
3. 本証を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認めるときは、その遊漁を中止させる。	
4. 本証はあゆ漁はできません。	

遊漁承認証 年券・裏

漁具漁法	竿釣りに限る。
遊漁区域	内共第13号、14号
	福島県内共第27号の区域
°	只見川及び北の又川（石抱橋上流を除く）
	中ノ岐川、恋ノ岐沢、滝ノ沢、小白沢
	アカナリ沢等の新潟県側から只見川に
	注ぐ支流全部
°	奥只見発電所堰堤上流500mの区間を
	除く奥只見湖
°	袖沢と只見川との合流点から下流大鳥
	ダムまでの大鳥湖及び袖沢

遊漁承認証 日券・ 表

一日限り	平成		年				
	<u>遊 漁 券</u>						
No.							
月							
	4	5	6	7	8	9	
日							
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				
魚種	いわな・やまめ・にじます こい・ふな・うぐい・わかさぎ ¥1,050 (税込) (現場交付 ¥1,575税込)						
発行者	魚沼漁業協同組合® 魚沼市佐梨1105-16 TEL 025-792-0261						

裏

- ・ 漁場は奥只見湖、大島ダム並びにこれらにそそぐ河川とする。  
ただし北ノ又川石抱橋上流は除く。
- ・ 遊漁の際、本券を外部から見やすい箇所に装着すること。
- ・ 漁場取締員の要求があったときは、本券を提示しなければならない。
- ・ 他人の迷惑になる行為はつつしむこと。
- ・ 本券を持った遊漁者でも、規則に違反した行為にでたと認めるときは、その遊漁を中止させる。 ・ 本券は投網漁業はできません。

別記様式第2号

漁場取締員証 表

裏

<p style="text-align: right;">No.</p> <p style="text-align: center;">漁 場 取 締 員 証</p> <p>下記の者は当組合の漁場取締員であることを証明する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 70%;">氏名</td><td style="width: 30%;">(年齢)</td></tr><tr><td>住所</td><td></td></tr></table> <table style="width: 100%;"><tr><td style="width: 20%; border: 1px dashed black;"></td><td style="text-align: center;">(有効期間)</td></tr><tr><td>自</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>至</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr></table> <p>発行者 魚沼漁業協同組合      ㊟</p>	氏名	(年齢)	住所			(有効期間)	自	年	月	日	至	年	月	日	<p>*漁場取締員は、いかなる場合も遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。</p>
氏名	(年齢)														
住所															
	(有効期間)														
自	年	月	日												
至	年	月	日												



(但し裏面記載の区域を除く)  
 発行者 新潟市中央区南万代町 13-3  
 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤  
 (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：緑色)

表

平成      年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真  (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平   年 月 日
承認期間		自 H	～至 H
遊漁料 5,500 円 (税抜)	魚 種	こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円	
(但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3			
この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤			
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：黄色)

## 裏

### 注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次の通りです。
  - (1) 本証ではアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
  - (2) 関川（内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで）及び只見川（内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム）で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

（用紙：黄色）

### 附則

1. この規則は、新潟県知事の許可を受けた日から施行する。  
（平成26年1月1日 認可）